

## 札幌市障がい者等通所交通費助成要綱

〔平成 31 年 3 月 14 日  
保健福祉局長決裁〕

最近改正 令和 6 年 9 月 1 日  
保健福祉局長決裁

### （目的）

第 1 条 この要綱は、障がい者等が、別表に示す対象の施設（以下「施設等」という。）に定期的に通所するために要する交通費の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減するとともに、身体機能や生活能力等の維持、向上を図り社会復帰や社会参加を促進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者等とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等に該当する者をいう。
- (2) 身体障がい者とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。
- (3) 知的障がい者とは、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所で知的障害者の判定を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所で知的障害児の判定を受けている者をいう。
- (4) 精神障がい者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条に規定する精神障害者及び児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する精神に障害のある児童をいう。
- (5) 難病患者等とは、障害者総合支援法第 4 条に規定する治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣の定める程度の者をいう。

- (6) 通所とは、別表 1 の項に掲げる施設については、施設に通った日数のうち、介護給付費又は訓練等給付費の請求日数として計上されるものをいい、別表 2 の項に掲げる施設については、施設に通った日数のうち、各々の要綱において補助対象となるものをいう。

(対象者)

第 3 条 この要綱による助成の対象となる者は、札幌市に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民票に記録されている者で、札幌市が経営する高速電車、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 10 条第 2 項に規定する軌道運送事業を実施する者が経営する電車、ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社等が経営する一般乗合自動車並びに北海道旅客鉄道株式会社が経営する鉄道（以下総称して「公共交通機関」という。）を利用し、又は、やむを得ない事由により自動車を利用して施設等に通所する障がい者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象としない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和 56 年規則第 41 号。以下「規則」という。）別表 1 1 の項中欄に該当し、右欄に掲げる助成の交付を受けることができる者又は現に同欄のいずれかの助成を受けている者（右欄ただし書きの規定による乗車券の交付又は助成チャージを受けている場合を除く。）
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援を受けている者のうち、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 1 に定める移送費（第 1 条に掲げる施設等への通所に係るものに限る）を受けることができる者又は現に受けている者
- (3) 生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援を受けている者のうち、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年厚

生省発社第 123 号) 第 8 に定める収入の認定を行う際に、通勤費を必要経費として認定できる者又は現に認定されている者

- 3 前項第 1 号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道株式会社が経営する鉄道（以下「JR 鉄道」という。）でなければ施設等に通所することが著しく困難であると認められる者は、助成対象とする。
- 4 第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、規則の規定により福祉乗車証の交付を受けている者で、通所する施設等が札幌市外にある者は、助成対象とする。
- 5 新設の地域共同作業所に通所する者については、当該作業所が地域共同作業所としての要件を備え、かつ、安定した運営が確認され、市長がその支給を適当と認めたときから助成対象とする。

（助成金額）

第 4 条 この要綱により助成する助成金の額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共交通機関を利用して施設等に通所する者

ア 利用する公共交通機関において、交通事業者による障がい者への運賃の福祉割引（以下、「運賃割引」という）がすべて適用される場合は、1 日の通所に係る乗車料金の 25% の額に通所日数を乗じた額。

ただし、月の通所日数が 20 日を超える場合、20 日を超えた分については、1 日の通所に係る乗車料金の 50% の額に通所日数を乗じた額。

イ 利用する公共交通機関に、運賃割引が適用されないものが含まれる場合は、1 日の通所に係る乗車料金の 50% の額に通所日数を乗じた額。

(2) 自動車を利用して施設等に通所する者にあつては、月額 2,000 円。ただし、公共交通機関を利用できない正当な理由がある者に限る。また、前号による助成と併せて助成を受けることはできない。

2 前項の乗車料金の額は、当該助成対象者の住居から施設等への通所に要する経費（公共交通機関を運営する事業者を支払うべき乗車料金）とし、経済的かつ合理的と認められる通常に通所の経路及び方法により算出するものとする。ただし、所要時間、対象交通機関の運行頻度、運行時刻及び乗換の回数その他の事情を総合的に勘案し、市長が特に認めた場合は市長が認めた経路の乗車料金を助成することができる。

- 3 前項の通所の経路及び方法は、原則、往路と復路が同一でなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 4 第3条第3項に掲げる者に対しては、通所経路のうち、JR鉄道を利用する区間の乗車料金に限り助成する。
- 5 第3条第4号に掲げる者に対しては、通所経路のうち、対象施設に最も近い市内のJR鉄道又は札幌市が経営する高速電車の駅から対象施設までの区間の乗車料金と対象者の住居に最も近い一般乗合自動車の停留所から対象施設までの区間の乗車料金を比較し、最も経済的かつ合理的と認められる区間の乗車料金に限り助成する。ただし、所要時間、対象交通機関の運行頻度、運行時刻及び乗換の回数その他の事情を総合的に勘案し、市長が特に認めた場合は、市長が認めた区間の乗車料金を助成することができる。

(助成金の支給単位)

第5条 この要綱により助成する交通費は、月の初日から1か月を単位に行う。

(助成期間)

第6条 助成する期間は、対象施設に通所を開始した日の属する月から、通所を終了した日の属する月までとする。

(助成の手続)

第7条 本制度による助成を受けようとする者(以下「助成希望者」という。)は、障がい者等通所交通費助成通所(変更)届兼委任状(様式1)を作成し、対象施設の管理者又は対象施設を運営する団体の代表者(以下「施設長等」という。)に記載内容が適切であるか確認を受けなければならない。

(権限の委任)

第8条 助成希望者は、施設長等に対し、障がい者等通所交通費助成通所(変更)届兼委任状(様式1)により、この要綱による助成に係る申請、請求、受領及び戻入に関する一切の権限を委任することができる。

(提出書類)

第9条 助成希望者（前条の規定による委任を受けた施設長等を含む。次条第1項において同じ。）は、助成金の交付を受けようとする月の翌月の15日までに、第1号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 障がい者等通所交通費助成通所(変更)届兼委任状（様式1）
- (2) 障がい者等通所交通費助成申請書（様式2）
- (3) 障がい者等通所交通費助成請求内訳書（様式3）
- (4) 対象施設に通所した日数を確認できる書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、助成を申請した年度当初の月の翌月以降の助成の申請において、年度当初に提出した書類の内容から変更がないときは、障がい者等通所(変更)届兼委任状(様式1)の添付を省略することができる。

（助成金の交付）

第10条 市長は、第7条第1項又は前条第1項の規定により助成の申請を受けた場合、その内容について審査し、適正であると認めるときは、助成希望者に対して助成金を交付するものとする。

2 第8条の規定により委任を受け、前項の規定により助成金の交付を受けた施設長等は、これを直ちに交通費の助成を受けようとする者に支払わなければならない。この場合において、施設長等は、障がい者等通所交通費助成請求内訳書(様式3)の写しに受領月日を記載させ、管理しなければならない。ただし助成を受ける者が事情により記載できない場合は支払い後、同意を得て施設長等が代筆することも可とする。

（変更の届出）

第11条 助成金を受けている通所者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに障がい者等通所(変更)届兼委任状(様式1)を施設長等に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 通所経路、通所方法又は所要額に変更を生じたとき。
- (3) その他申請内容に変更を生じたとき。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、この要綱の規定により助成金の交付を受けた者が不正に助成金の交付を受けたとき、又は不正に助成金を使用したときは、その者に対して、以後の助成を停止するとともに、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(施設長による関係書類の整備)

第 13 条 施設長等は、助成金の交付状況を明らかにするため、交付に関する書類等を整備しておくものとする。

2 施設長等は、交付に関する帳票等を助成金の交付後 5 年間保存しなければならない。

(調査)

第 14 条 市長は、必要があると認めたときは、施設長等に対し、交付に関する帳票等の提出及び報告を求め、助成金の交付状況等を調査することができる。

(特例措置)

第 15 条 市長は、特に必要があると認めたときには、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例により助成金を決定することが出来る。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

別表

1	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所
2	(1) 障害者総合支援法第 79 条第 2 項の規定により届出をした地域活動支援センター（札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱（平成 19 年 3 月 27 日保健福祉局理事決裁）第 2 条第 2 号に定める相談支援併設型及び同条第 3 号に定める就労者支援型を除く。） (2) 札幌市障がい者地域共同作業所運営費補助要綱（平成 17 年 3 月 29 日保健福祉局理事決裁）の規定による補助を受けている地域共同作業所